

## 設 立 趣 旨 書

現在我が国の福祉社会を取り巻く環境は、経済状況の長期低迷及び国際的金融関係の大混乱による不透明さから、国家財政及び地方財政事情も含め、大変厳しい時期を迎えております。

法的な支援環境としては、「社会福祉基礎構造改革」という理念に基づいて、介護保険法及び支援費制度が措置から契約にと移行しました、しかも支援費制度はこれが財政破綻により、利用者が利用料の1割を負担するという障害者自立支援法に引き継がれました。この障害者自立支援法は、障害者本人が利用するサービスを選択し、自己責任の下に事業者と契約する制度となっています。

川崎市でも、川崎市障害者保健福祉計画「新・かわさきノーマライゼーションプラン」の概要において、国の障害者自立支援法の主旨に沿い、「地域での自立した生活の推進」、「利用者主体（自己選択・自己決定）の支援」、「やさしいまちづくりの支援」、「利用者支援システムの構築」、「総合的なリハビリテーションシステムの構築」、「地域生活を支える総合的支援の推進」、「安心して暮らせる住まいづくり」、「ともに暮らすまちづくり」、「うるおいのある暮らしの充実」、「権利擁護・サービスの質の向上」、「理解と共感・市民参加の推進」等を実施することが計画され、この基本的な重点課題等の目的達成のためにあらゆる取り組みを展開しています。

このような状況の下で、障がい者の権利擁護を積極的に推進するために、川崎市内の各障がい者の親の会とそれをサポートする専門家などが連携・協力し、成年後見制度の利用普及と有効活用を図りながら、生まれ育った地域の中で安心して暮らし続けることができる共生社会を目指し、この「特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター」を設立するものであります。

このセンターの主な活動としては、判断能力が不十分な方の権利擁護を行うことを主な課題に据え、地域社会の中で、安心して暮らしていけるように成年後見制度による生活支援（身上監護・財産管理）を行うことを中心として取り組み、障がい者本人及び関わる人びと誰もが、いつでも気軽に利用できる各種の相談事業を行います。

また、後見人等(市民後見・複数後見)の養成事業のための研修会を開催することを目的に設立するものです。

平成20年12月17日

法人の名称

特定非営利活動法人かわさき障がい者権利擁護センター

設立代表者 並木 隆